

岡山地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求事件

国側当事者・国

平成28年3月24日棄却・確定

判 決

原告	株式会社A (以下「原告会社」という。)
同代表者代表取締役	甲
原告	甲 (以下「原告甲」という。)
被告	倉敷市
同代表者市長	伊東 香織
同訴訟代理人弁護士	石井 辰彦
同訴訟復代理人弁護士	原田 幸治
同指定代理人	豊田 浩二
同	高田 秀則
同	原田 宗範
同	渡邊 康弘
同	田邊 久美子
被告	株式会社B銀行 (以下「被告B銀行」という。)
同代表者代表取締役	乙
同訴訟代理人弁護士	田野 壽
同	加来 典子
被告	株式会社C銀行 (以下「被告C銀行」という。)
同代表者代表取締役	丙
被告	D信用金庫 (以下「被告D信金」という。)
同代表者代表理事	丁
上記2名訴訟代理人弁護士	板野 次郎
同	池田 千明
同	青山 智紀
被告	E農業協同組合 (以下「被告E農協」という。)
同代表者代表理事	戊
同訴訟代理人弁護士	菊池 捷男
同	武井 奈保子

同
被告 藤原 由季子
株式会社F銀行
(以下「被告F銀行」という。)

同代表者代表執行役 G
同訴訟代理人弁護士 金尾 哲也
同 中田 大
被告 国

同代表者法務大臣 上川 陽子
同指定代理人 武田 大資
同 森岡 裕輔
同 野田 仁志
同 白川 象三
同 東方 良司
同 井上 建宗
同 有田 敏博
同 森本 浩志
同 鎌田 建夫
同 阿井 賢二
同 稲田 洋三
被告 有限会社H

(以下「被告H」という。)

同代表者代表取締役 I
被告 J
(以下「被告J」という。)

上記2名訴訟代理人弁護士 上月 健輔
被告 K
(以下「被告K」という。)

同訴訟代理人弁護士 永井 一弘
同 越智 健文
同 中原 圭介
被告 L
(以下「被告L」という。)

被告 株式会社M
(以下「被告M」という。)

同代表者代表取締役 N
同訴訟代理人弁護士 西田 秀史
同 西田 三千代
同 市木 菜々

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 被告らは、原告らに対し、連帯して1000万円を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告らの負担とする。
- (3) 仮執行宣言

2 請求の趣旨に対する答弁

(1) 被告倉敷市

ア 本案前の答弁

- (ア) 本件訴えを却下する。
- (イ) 訴訟費用は原告らの負担とする。

イ 本案に対する答弁

- (ア) 原告らの請求を棄却する。
- (イ) 訴訟費用は原告らの負担とする。

(2) 被告B銀行

- ア 原告らの被告B銀行に対する請求をいずれも棄却する。
- イ 訴訟費用は原告らの負担とする。

(3) 被告C銀行、被告D信金、被告L

- ア 原告らの請求をいずれも棄却する。
- イ 訴訟費用は原告らの負担とする。

(4) 被告E農協、被告K、被告M

- ア 原告らの請求を棄却する。
- イ 訴訟費用は原告らの負担とする。

(5) 被告F銀行

- ア 原告らの請求をいずれも棄却する。
- イ 訴訟費用は原告らの負担とする。
- ウ 担保を条件とする仮執行免脱宣言

(6) 被告国

- ア 原告らの被告国に対する請求をいずれも棄却する。
- イ 訴訟費用のうち、原告らと被告国との間に生じた部分は原告らの負担とする。
- ウ 担保を条件とし、その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日経過した時とする仮執行免脱宣言

(7) 被告H

- ア 原告らの被告Hに対する請求を棄却する。
- イ 訴訟費用は原告らの負担とする。

(8) 被告J

- ア 原告らの被告Jに対する請求を棄却する。

イ 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 被告らは、原告らの登記関係、税金関係及び預金関係の書類を改ざんした。被告ら全員が、共謀して、原告らに関する書類を改ざんしている。これにより、原告らは精神的苦痛を被った。よって、不法行為に基づく損害賠償請求として、連帯して、1000万円の支払を求める。

(2) 被告倉敷市

ア 原告甲が、父である訴外O（以下「訴外O」という。）から譲渡を受け、被告Mに賃貸した土地について、固定資産税の金額が不当に高い。土地を利用しているのは被告Mであるから、税金も被告Mが払うべきである。その旨、税務課に文句を言っているのに取り合ってもらえず、一方的に差押えられた。これにより、差し押さえられた金額相当額の精神的損害を被った。

イ 原告甲は、訴外Oに課された税金を支払ったのに、兄であるP（以下「訴外P」という。）の税金の支払にすり替えられて充当された。これにより、同額の損害を被った。

ウ 原告甲は、被告倉敷市の公共工事を手広く請け負っている被告Mの土地のこと（違法投棄、下水道代を払ってくれない等）について、市長秘書課に3回も質したが、放置された。これは被告倉敷市の責任である。

エ 被告倉敷市の固定資産税の納付書や領収書には当該不動産の記載がなく、納税状況の把握が極めて困難である。そのことも納税状況の管理において被告倉敷市に過誤が生じうる一因となっている。

オ 原告甲の父母が平成23年4月に開設したB銀行平島支店の口座に年金が入金されているはずであるが、同口座が消えている。年金と被告倉敷市とは、年金から国民健康保険料や介護保険が控除されるなどの関連があり、原告甲は被告倉敷市にも口座が消えたことの責任の一端があると考えている。

カ 被告倉敷市は、昭和51年及び昭和53年に訴外Oに対し、土地の売買代金を支払った旨の書類を交付したようだが、訴外Oは代金を受領していない。

キ 被告倉敷市の下水道部下水普及課から、既に死亡している訴外P宛ての下水道受益者負担金の督促状が送付されたり、被告倉敷市の納税課から、既に死亡している訴外O宛ての固定資産税の請求書が送付されたりしている。このように被告倉敷市の手続はずさんであり、原告甲としては不安なため、納税等ができない。

(3) 被告B銀行

ア 原告甲は、平成24年4月12日、原告甲及び訴外Oが所有する倉敷市所在の不動産の固定資産税を支払うため、被告B銀行平島支店に行き、訴外Oの分として22万2628円、原告甲の分として24万7400円を納付したが、被告B銀行は、原告甲が支払った金員を原告甲の兄である訴外Pの滞納保険料や税金に充当した。これにより、原告甲は損害を被った。

イ 原告甲は、平成22年12月17日、B銀行平島支店の原告甲名義の口座に180万円を預け入れたが、被告B銀行は、訴外Q株式会社と共謀して、原告甲名義の普通貯金口座（記号番号●●●●）に貯金したことにした。これにより、精神的損害を被った。

ウ 被告Hは、原告甲の夫である訴外R（以下「訴外R」という。）が代表者を務めていた会社であるが、訴外Rの死亡後、株式を譲渡する対価として30万円程度をもらったに過ぎないにもかかわらず、訴外R名義のB銀行平島支店の普通預金口座（口座番号●●●●●）に対して、平成15年10月15日に330万円を振り込んだことになっている。これは、被告Hと被告B銀行が共謀して、通帳を改ざんしたからに他ならない。

なお、同預金口座の、平成15年8月5日付け、98万3830円のS名義の振込についても身に覚えがない。

エ 原告甲の父母が平成23年4月にB銀行平島支店に口座を開設したが、同口座が消えている。

オ また、氏名不詳の第三者が原告甲の名義を冒用し、税金を納付している。被告B銀行は、札番号を記載せず、第三者による名義冒用を許すことで原告甲の納税状況の把握を妨害している。

カ 原告甲は、真実は350万円程度の贈与税を支払ったにもかかわらず、204万8000円しか支払っていないことにされた。

キ 被告B銀行は、原告甲の亡き夫である訴外Rに対し、平成7年1月17日に1840万円を貸し付けたと登記されているが、訴外Rが真実借り受けたのは1500万円に過ぎない。

ク 原告甲は、被告B銀行瀬戸支店において、平成18年ころまで普通預金口座を開設していたところ、原告甲が、被告B銀行に対し、現在開設されている又は過去に開設していた預金口座の取引履歴明細の開示を求めても、被告B銀行は瀬戸支店の原告甲名義の口座の取引履歴を開示しない。これにより、原告甲は精神的損害を被った。

（4）被告C銀行

ア 原告甲は、被告C銀行の瀬戸支店に普通預金口座（口座番号●●●●●）を開設し、取引を行っていた。原告甲が開示を受けた取引履歴明細書によれば、同預金口座は、平成24年10月19日に開設されたことになっている。しかし、平成25年4月3日付け預金払戻請求書は、平成24年5月2日の日付を、被告C銀行瀬戸支店担当者の印鑑によって平成25年4月3日に訂正されている。原告甲が取引日付を間違えることは考えられず、取引日付の訂正を、銀行担当者が行うことも取引通念上考えられないから、同払戻請求書は被告C銀行担当者が改ざんしたものである。また、同預金口座が平成24年5月2日に開設されていたことは明らかである。

イ 原告会社は、被告C銀行瀬戸支店に普通預金口座（口座番号●●●●●）を開設し、取引を行っていた。平成26年3月10日付けの払戻請求書の「口座番号」と「金額欄」の記載は、原告会社の代表者である原告甲の筆跡ではない。被告C銀行が、勝手に50万円を引き出したものである。

ウ 被告C銀行から残高証明書を受けたが、どの支店のどの口座か全くわからない。その結果、相続人としての権利行使もできていない可能性がある。

（5）被告D信金

ア 原告甲の夫であった訴外R名義の東平島支店の普通預金口座（口座番号●●●●●）には、平成16年1月27日付けで650万3015円の払戻の記録があるが、実際には6万5000円位しか受け取っていない。よって644万円程度の損害を被った。

イ 訴外Rが、平成12年6月30日に、被告D信金東岡山支店との間で、ローン契約を締結したことになっている。カードローン申込書には、三文判の印影があるが、訴外Rは重要な契約の横には横判の印鑑を使用しているはずであり、カードローン契約は、第三者が勝手に行ったものである。

(6) 被告E農協

ア 原告甲は、被告E農協児島支店において、普通貯金口座（口座番号●●●●）を有している。同支店作成の取引履歴明細書によれば、原告甲が、平成18年11月21日、99万3853円を預け入れて同貯金口座が開設されたことになっているが、原告甲はそれ以前から同支店に原告甲名義の普通貯金口座を有していた。ある日、同支店のATMで記帳手続をしたところ、旧通帳を没収され、新通帳が出てきて、従来の口座はなかったものとされ、新規口座開設扱いとなった。原告甲は、従前の口座の通帳を取り上げられたことにより、その残額（特に利息）を把握できなくなり、精神的苦痛を被った。

イ 被告E農協作成にかかる、訴外Oの普通貯金通帳（児島支店・口座番号●●●●）には、日付が前後した記帳があるが、このように日付が前後する通帳を原告甲は見たことがなく、被告E農協の作為を推知させる。

(7) 被告国

ア 原告甲は、原告会社の事業を個人で開業し、瀬戸税務署に対して開業届を平成18年に提出したが、瀬戸税務署の記録では、平成20年の提出となっている。瀬戸税務署が、原告甲の開業届を勝手に改ざんした。

イ 原告甲は、平成18年3月下旬に、自宅兼店舗（岡山市東区）を購入した。同時期に、原告甲は、上記自宅兼店舗の土地建物の所有権移転登記申請手続をしているはずである。ところが、岡山地方法務局は、自宅兼店舗の土地建物の所有権移転登記申請が平成20年になされたこととして登記した。このような手続きによって、原告は精神的損害を被った。

(8) 被告H

被告Hは、原告甲の夫である訴外Rが代表者を務め、持分を有していた会社である。訴外Rが死亡した際、被告Hの代表者であるIが被告Hの持ち分を買い取ると申し出た。代金は30万円との合意が成立したのに、原告甲名義のB銀行平島支店の普通預金口座（口座番号●●●●）に対して、平成15年10月15日に330万円を振り込んだことになっている。これは、被告Hと被告B銀行が共謀して、通帳を改ざんしたからに他ならない。

(9) 被告J

被告Jは、被告Hの顧問税理士であった者である。原告甲は、訴外Rの死亡後、被告Jに対し、訴外Rの退職金として1000万円欲しい旨伝えたが、無視された。反対に、被告Jは、原告甲に対し、1000万円経理が合わないとして、あたかも訴外Rが被告Hの資金を横領したかのように言った。

(10) 被告K

黒幕であり、すべての人を操っている。

(11) 被告L

被告Lは、原告甲が実質的に購入した、岡山市東区所在の土地建物の所有権移転登記申請手続を行った者であるが、原告甲の記憶によれば、同土地を購入したのは平成14年であるはずなのに、被告Lは、購入年を平成13年として登記した。被告Lの虚偽の登記により、

精神的損害を受けたほか、1年分の固定資産税を余計に払わされた。なお、平成14年の土地購入時、買主名義は訴外Oであったが、原資は原告甲が支払い、固定資産税も支払っているため、損害は原告甲に生じている。

2 被告倉敷市の本案前の答弁

原告らの請求は、その内容が不特定と言わざるを得ず、原告らの訴えは却下されるべきである。

3 請求原因に対する認否等

(1) 被告倉敷市

ア 前記1(1)は、否認ないし争う。

被告らが共謀した事実はなく、原告らの主張は失当である。

イ 前記1(2)について、原告らの主張によっても、被告倉敷市のいかなる行為が不法行為に該当するのか明らかではなく、認否することができない。

ウ 前記1(2)アについて、固定資産税は、原則として、固定資産の所有者に課税するものとされ、所有者とは土地登記簿等に所有者として登記されているものをいうのであるから、被告Mが固定資産税を支払う義務はない。そのほか、被告倉敷市は、固定資産税を適正に課税しており、原告らの請求は理由がない。

エ 前記1(2)オについて、B銀行平島支店に口座が開設されたとする平成23年4月時点において、原告甲の父母はすでに後期高齢者医療制度に移行していた。後記高齢者医療保険料や介護保険料は、年金から天引きにより徴収されるものである。被告倉敷市は、後期高齢者医療保険料や介護保険料が天引きされた後の年金が受給者のどの金融機関のどの口座へ振り込まれるのかについて関与していない。

オ 前記1(2)カについて、訴外Oは、被告倉敷市から支払調書の交付を受けて所持していること等からすれば、被告倉敷市は、訴外Oに対し、代金を支払っていると考えざるを得ない。

カ 前記1(2)キについて、訴外P宛に督促状を発送したのは、下水道受益者負担金の受益者が訴外Pとなっていたためであり、その後、原告甲から受益者変更申請書を受領し、受領年度以後の受益者は原告甲に変更されている。また、訴外O宛の督促状については、納税義務者の変更を届ける代表相続人届が、督促状発送直前に届き、直ちに納税義務者の変更内容が反映されなかったためである。

(2) 被告B銀行

ア 前記1(3)アは否認する。原告甲は、被告B銀行平島支店に、納税義務者を「甲」及び「甲外3名」とする平成24年度固定資産税・都市計画税の納付書を持参したため、その支払として24万7400円を領収したのであり、原告甲自身の固定資産税の支払に充当されていることは明らかである。また、原告甲は、被告B銀行平島支店に、訴外P名義の固定資産税等の納付書を持参して同支払分として22万2628円を支払ったため、これを訴外P名義の諸税の支払として領収したものである。よって、被告B銀行が、独断で22万2628円を訴外Pの滞納保険料や税金に充当したという事実はない。

イ 前記1(3)イは否認する。平成22年12月17日、B銀行平島支店の原告甲名義の口座に180万円が預け入れられた事実はない。

ウ 前記1(3)ウについて、B銀行平島支店の普通預金口座(口座番号●●●●)に、平

成15年10月15日、被告Hから330万円の入金があること及び同年8月5日、「S」名義で98万3830円の振込があることは認めるが、その余は否認する。なお、同預金口座は、訴外R名義ではなく、原告甲名義である。

エ 前記1(3)エないしキはいずれも否認ないし争う。

オ 前記1(3)クは否認ないし争う。被告B銀行瀬戸支店において、平成18年ころに、原告甲名義の普通預金口座が開設されていた事実はない。

(3) 被告C銀行

ア 前記1(1)は否認して争う。被告間で共謀したことはない。

イ 前記1(4)アについて、原告甲は、被告C銀行の瀬戸支店に普通預金口座(口座番号●●●●)を開設し、取引を行っていたこと、同預金口座は、平成24年10月19日に開設されたこと、平成25年4月3日付け預金払戻請求書は、平成24年5月3日(平成24年5月2日ではない。)の日付を、被告C銀行瀬戸支店担当者の印鑑によって平成25年4月3日に訂正されていることは認め、その余は否認する。顧客が取引日付を間違っ

て記入することはままあることであり、各種伝票が提出された時点で誤りに気付けば顧客に訂正を求めるが、後で日付の誤りに気付いた場合には、役席者において訂正内容が真正であると判断できるときは、取扱者と役席者が押印する方法で訂正してよいこととしている。

ウ 前記1(4)イについて、原告会社が、被告C銀行瀬戸支店に普通預金口座(口座番号●●●●)を開設し、取引を行っていたこと、平成26年3月10日に50万円を払い戻したことは認めるが、平成26年3月10日付けの払戻請求書の「口座番号」と「金額欄」の記載が原告会社代表者である原告甲の筆跡ではないことは不知、その余は否認する。払戻請求書に押印された届出印は真正のものであり、店番号、金額欄その他についても、窓口提出時にすべて記載されていた。

被告C銀行は、当該取引は、原告会社の代表者である原告甲が行い、同人に対し50万円を交付したものであるが、仮に、原告甲以外が来店したものであっても、届出印と通帳を持参し、特段怪しむべき点がないものに払い戻しているのであるから、債権の準占有者に対する支払として免責されることは明らかである。

エ 前記1(4)ウについて被告C銀行瀬戸支店が原告ら主張の残高証明書を発行したことは認め、その余は否認する。

(4) 被告D信金

ア 請求原因に対する認否

前記1(1)について、否認して争う。被告間で共謀したことはない。

前記1(5)アのうち、訴外R名義の東岡山支店(東平島支店は東岡山支店の誤りと思われる。)の総合口座(口座番号●●●●)から、平成16年1月27日付けで650万3015円の払戻がされていることは認めるが、その余は否認する。同口座は、原告甲が訴外Rから相続、名義変更したものであり、前記払戻時にはすでに原告甲名義となっていた。前記払戻に際しては、その全額が原告甲に交付された。

前記1(5)イのうち、訴外Rが、平成12年6月30日付けでカードローン契約を締結したことは認めるが、その余は否認する。

イ 時効消滅の抗弁

前記1(5)アの払戻から既に10年以上経過し、この間、時効中断のための特段の措

置は取られていないから、時効を援用する。

(5) 被告E農協

ア 前記1(1)は否認する。被告らが共謀して、原告らに関する書類を改ざんしている事実はない。

イ 前記1(6)アのうち、原告甲が、被告E農協児島支店において、普通貯金口座(口座番号●●●●)を有していること、同支店作成の取引履歴明細書によれば、原告甲が、平成18年11月21日、99万3853円を預け入れて同貯金口座が開設されたことは認めるが、その余は否認ないし争う。なお、平成18年11月21日以前には、被告E農協児島支店に、原告甲名義の普通貯金口座は存在しない。

ウ 前記1(6)イについて、訴外Oの通帳の記載は改ざんではない。通常を繰り越した場合、繰り越す日までに生じた取引で、通帳の記載欄がいっぱいになったため前の通帳に記載できなかったものがあるときは、新しい通帳にまず繰り越したことを記載した上で、それより前の未記載の取引を記載することになるため、日付の表示が前後しているだけである。

エ 原告らの主張はそもそも主張自体失当である。すなわち、仮に原告甲が主張するような事実が存在したとしても、精神的損害の問題ではない。また、経済的な損害については抽象的な主張にとどまり、具体的な主張立証がない。被告らが連帯して損害賠償義務を負うためには共同不法行為が成立する必要があるところ、被告E農協とほかの被告らとの間には関連共同性はなく、共同不法行為が成立する余地はない。

(6) 被告F銀行

認否なし。

(7) 被告国

ア 前記1(1)は否認ないし争う。被告国が、他の被告らと共謀して、原告らに関する書類を改ざんした事実はない。

イ 前記1(7)アについて、瀬戸税務署に、原告甲の署名、押印等のある平成20年9月22日付け屋号「T」の個人事業の開廃業等届出書が提出されていることは認める。原告甲が、同届出書を平成18年に瀬戸税務署へ提出したとの部分は否認し、その余は不知。

ウ 前記1(7)イについて、岡山市東区●●の土地及び同所●●、家屋番号●●の建物がいずれも岡山地方法務局岡山西出張所平成20年4月●日受付第●●号をもって「同日売買」を原因として、原告甲に対し所有権移転登記がされていることは認める。その余は知らないし否認、ないし争う。岡山地方法務局は、所有権移転登記申請及び添付された各情報に基づき、適正に登記を行ったものである。

(8) 被告H

被告Hは、訴外Rが代表者を務め、持分を有していた会社であること、被告Hから原告甲名義のB銀行平島支店の普通預金口座(口座番号●●●●)に対して、平成15年10月15日に330万円を振り込まれたことは認めるが、その余は否認する。

原告甲ら訴外Rの相続人が相続した被告Hの持ち分は、訴外Iに無償譲渡されたものである。また、前記330万円の振込は、Rの退職慰労金として、被告Hから原告甲に支払われたものである。

(9) 被告J

被告Jが、被告Hの顧問税理士であった者であることは認め、原告甲は、訴外Rの死亡後、被告Jに対し、訴外Rの退職金として1000万円欲しい旨伝えたが、無視されたことは不知、その余は否認する。被告Hの決算時に、約1000万円の用途不明金の存在が判明したため、被告Jは、原告甲に対し、「社長への貸付金として処理します。」と告げ、了解を求めたことはあるが、横領した等と言った事実はない。

(10) 被告K

原告らの主張は余りにも具体性がない。速やかに棄却されるべきである。

(11) 被告L

前記1(11)は否認する。被告Lが移転登記手続を受任したのは、●●町●●ではなく、●●の土地及び建物である。当該土地建物の売買については、平成13年3月13日、被告Lの事務所において、売主2名及び訴外O、訴外Uの同席のもとに取引を行ったものである。手続を受任したのは、平成13年であり、平成14年ではない。

(12) 被告M

被告Mに対する請求原因は不明である。

理 由

1 被告倉敷市の本案前の答弁について

被告倉敷市は、原告らの請求の内容が不特定であることを理由に、原告らの本件訴えを却下すべきであると主張するが、原告らの請求について、不法行為が特定されていないとまではいえない主張もあり、原告らの訴え自体が不適法とまではいえないから、被告倉敷市の本案前の答弁に関する主張は採用しない。

2 本案について

(1) 原告らは、被告ら全員が、共謀して、原告らに関する書類を改ざんした旨主張するところ、原告らのいかなる書類をどのように改ざんした行為を問題とするのか明らかではなく、不法行為として特定されているとはいえない。仮に、各被告について主張する前記第2、1(2)ないし(11)記載の各行為を不法行為として主張するものと解したとしても、被告らが、共謀して各行為をしたことを裏付ける証拠はなく、本件全証拠及び原告らの主張を踏まえても、これを認めることはできない。

(2) 原告らの主張する各被告らの行為についてみても、不法行為として特定されているとはいえないか(前記第2、1(2)アないしカ、(3)エないしキ、(4)ウ、(5)イ、(6)イ、(10))、不法行為として一応特定されていると解する余地があるとしても(前記第2、1(2)キ、(3)アないしウ及びク、(4)ア及びイ、(5)ア、(6)ア、(7)ないし(9)、(11))、原告ら主張の事実を裏付ける証拠はなく、本件全証拠によっても、原告ら主張の事実を認めることはできない。

3 以上によれば、原告らの請求は、いずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第3民事部

裁判官 加藤 紀子